

内 職

令和2年4月14日

各 所 属 長 様

総 務 部 長

新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言が行われ、本市としても感染拡大を防ぐために極めて重要な時期を迎えております。

これまでも令和2年2月26日付け総務部長通知「新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」等により感染予防をお願いしてきたところですが、本市職員の感染防止等の徹底のため、今後は、新たに次の対応を行っていただきますようお願いいたします。

（職員課・行政管理課）

記

1 検温の実施

(1) 対象者

全職員（特別職を除く。）

(2) 実施方法

ア 職員は、朝（出勤前）及び夕方（帰宅後）に検温を行う。

イ 職員は、出勤後、結果を上司に報告（例 エクセルのデータベースに入力。紙の一覧表等に記載。）する。

ウ 所属長は、職員の検温の結果を一覧表等により管理する。なお、一覧表の管理に当たってはプライバシーに配慮する。

(3) 発熱等があった場合の取扱い

ア 所属長は、検温の結果、37.5度以上の体温があった職員については、必ず、特別休暇を取得させるものとする。

イ 37.5度未満であっても、咳、のどの痛み等の症状がみられる職員に対しては、休暇取得を勧奨するものとする。

2 PCR検査を受けることとなった場合

職員（特別職を除く全職員）又はその同居家族がPCR検査を受検することになった場合、職員は、その旨を速やかに上司に報告するものとする。当該報告を受けた上司は、情報の漏洩等に十分な注意を払った上で、職員課又は各総務主管

課に報告するものとする。

なお、受検結果についても同様とする。

3 新型インフルエンザ等対策業務継続計画の考え方

現在のところ、患者の接触歴が疫学調査で追えており、第一段階として対応をしているところですが、検査の結果、陽性であった職員がいる職場においては、職場を閉鎖し、消毒を実施してください。

消毒終了後、業務を再開しますが、その際は、新型インフルエンザ等対策業務継続計画で定めた第二段階と捉えて、業務を縮小してください。

また、濃厚接触者として認定された職員がいる職場においても、感染の広がりが進んでいることも予想されるため、新型インフルエンザ等対策業務継続計画を参考に業務を縮小してください。

さらに、複数の職員が陽性や濃厚接触者と判断された場合に備え、職場全体を閉鎖する必要があるかなどを各所属で検討してください。また、その場合は代替策（異動した職員による対応、支所等他の職場での業務代行など）を併せて検討してください。なお、部課内での調整を超えるものは、職員課及び行政管理課等で調整します。

4 その他

検査の結果、職員が陰性であった場合は、翌日以降は、必ずしも特別休暇の対象となるものではありませんが、健康観察を行い、体調に違和感がある場合は、休暇を取得してください。

また、同居家族が陽性であった場合は、感染防止のため、引き続き、特別休暇を取得し、健康観察と外出自粛を行ってください。